まん延防止等重点措置適用を受けての教育活動について(お願い)

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の学校教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、報道にもありましたように、新型コロナウイルスの拡大が懸念されており、松戸市へのまん延防止等重点措置対象区域の適用がなされました。本市としましては、引き続き児童生徒の健やかな学びの保障を目指すために、「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン【第6版】」に則った予防策を講じ、教育活動を継続してまいります。

保護者の皆様におかれましては、これまでもさまざまな支援・ご協力をいただいてきたところですが、今一度、下記「3 ご協力いただきたいこと」をはじめとする基本的な事項のご確認・ご理解をよろしくお願いいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止には、各ご家庭のご協力が不可欠です。

なお、今後の状況により対応が変更になることもございますのでご了承ください。

記

- 1 学習活動について
  - ・密閉・密集・密着の教育活動を回避いたします。 (マスクの着用、手洗い、換気、消毒の実施)
- 2 部活動について
  - ・まん延防止等重点措置が解除されるまでの期間中は、市外での練習試合等は行いません。 ※県大会への参加を妨げるものではありません。
- 3 ご協力いただきたいこと
- (1)健康観察の実施

引き続き健康状態を把握していただき、健康観察の記入・提出をお願いいたします。ご家族や児童生徒に体調の変化が生じている時は、無理せず休養してください。

- (2) 放課後、人が多く集まる場所への外出や、児童生徒同士の会食(飲食)を控えるよう、ご確認ご指導をお願いいたします。
- (3) 次の場合は、必ず学校へご連絡の上、お子様の登校をお控えくださるよう、改めてお願いします。(※保護者・同居人が、定期的、もしくは、感染防止のため「PCR検査」を受ける場合はこの対象ではなく、登校も可としています。)
  - ・ご家族や児童生徒が、体調が悪い場合
  - ・ 場性者・濃厚接触者になった場合
  - PCR 検査を受ける場合
  - ・ ッ アCR 検査受検2日前からPCR 検査の結果が出るまでの間

すべて出席停止扱いになります。